

名古屋市立川原小学校PTA規約 改正内容について

日頃からPTA活動にご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

昨年度より「子ども達の為に できる人が できる時に」をモットーに、PTAのあり方について改革を進めて参りました。

①1児童につき1回以上のPTA委員の義務 ②年に複数回の部会参加 ③興味のない活動への出席義務

主に上記3点の様な事は、各ご家庭の様々な事情がある昨今、時代にそぐわず保護者の負担になる為、以下の様に変更したいと考えています。

(1)PTA委員を廃止し、活動毎にエントリーしてその都度活動する「PTAサポーター制度」

(2)広報・成人教育・庶務の3部と部会等の廃止

(3)PTAへの入会は任意である。入会＝活動を強制される事はありません。会費納入も一種のサポートと考えています。

上記変更に伴い、現行のPTA規約を改正したく、皆様のご承認を頂けましたら幸いです。

お忙しい中恐縮ですが、ご一読いただきまして、承認か否かのご回答をお願い致します。

| 規約改正案 該当条項 | 要点 | 前規約 | 令和6年度 規約改正案 |
|---------------|----------------|--|---|
| 第4章第6条 | PTA入会の意思について | PTA入会の意思が自由である記載が無かった。 | 「PTA入会は任意である」という事を明記した。 |
| 第6章第13条 | 会計監査について | 会計監査は従来役員部の内1名が担っていた。 | 適正監査を行う為に役員外から選出する事とし、前年度役員から会計監査を選出。会計監査は役員とは別にした。 |
| 第7章第15条 | 役員の内訳の変更 | 従来の内訳は会長・副会長・庶務・会計・会計監査。 | 会長・副会長・庶務・書記・会計を各若干名とし、兼務を可とする。 |
| 第7章第16条 | 会長選考委員 | 副会長と広報・成人教育・庶務の委員長及び校外委員ブロック長により会長選考をしていた。 | PTA委員から成る広報部・成人教育部・庶務部の3部を廃止した為、会長選考委員は歴代役員が担う事とする。 |
| 第7章20条 | 役員の仕事について | 会計監査の仕事は役員外になった為、この章から排除。 | 書記の役割を追記した。 |
| 第8章21条 | PTA委員について | 全会員の中からPTA委員を選出していた。 | 義務的なPTA委員の選出は廃止し、PTAサポーターを活動毎に募り活動する事とした。 |
| 第8章21条 | 校外委員について | 校外委員は地域別に若干名を選出していた。 | 校外委員は地域との関連が強く、PTAとは別組織である為、本規約では取り扱わない事とした。 |
| 第8章21条 | 常任委員について | 常任委員は広報・成人教育・庶務委員長及び校外ブロック長であった。 | 広報・成人教育・庶務委員を廃止した為、常任委員もPTAサポーターに委嘱する。 |
| 第9章第24条 | 総会決議について | 総会の決議を出席者の過半数としていた。 | 近年総会を誌面開催にしている為、決議条件を「過半数の賛成」とした。 |
| (該当なし) | | 役員とPTA委員、校外委員で構成される全委員会は、総会に次ぐ決議機関である。 | PTA委員の廃止により、全委員会も廃止。 |
| 第10章 | 役員会について | 役員会について規約に記載が無かった。 | 役員会についての規約を明記した。 |
| 第11章 | 常任委員会について | 常任委員会の定義が記載されていた。 | 常任委員をPTAサポーターが担う為、内容を変更した。 |
| 細則 第1章 | PTA入会について | 記載なし。 | PTA入会が任意である事、卒業まで自動更新である事、会費は一括納入である事、退会は随時受け付ける事を明記。 |
| (該当なし) | 常置委員会について | 広報・成人教育・庶務・校外が常置委員会を構成する。 | 広報・成人教育・庶務部の廃止に伴い、常置委員会を撤廃。 |
| 細則 第2章 | PTAサポーター選出について | 常置委員会として、広報・成人教育・庶務委員会があった。 | PTAサポーターと学校代表の選出方法を明記した。 |

私は、上記規約の改正について同意します。

私は、下記の理由につき規約の改正に同意しません。

理由：

令和 6 年 月 日

年 組 児童氏名

年 組 児童氏名

年 組 児童氏名

保護者氏名